

設置者名	Ⅰ 構造体の耐震化(棟単位)														Ⅱ 屋内運動場等(屋体・武道場・講堂・屋内プール)で下記のいずれかに該当するものの落下防止対策(※3) ※高さが6mを超える天井または、水平投影面積が200㎡を超える天井 (棟単位)										Ⅲ 左記以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策(学校単位)																		
	非木造														木造				構造体の耐震化の公表状況		Ⅲ 左記以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策(学校単位)																						
	現状				耐震化率 E=(A-B)/A	現状				建築物ごとの耐震診断の公表状況	耐震性がない建築物について保護者や地域住民への説明状況	耐震対策状況																															
	全棟数	耐震性がない棟数 (R7.4.1現在)		耐震化率 E=(A-B)/A		耐震性がない棟数 (R4.4.1現在)	耐震性がない棟数 (R5.4.1現在)	耐震性がない棟数 (R6.4.1現在)	耐震性がない棟数 (R7.4.1現在)			耐震性がない棟数 (見込み) (R8.4.1現在)	耐震性がない棟数 (見込み) (R9.4.1現在)	耐震化率が100%となる年度	耐震化が遅れている理由 (回答選択※1)	全棟数	耐震性がない棟数		左記のうち、4割以上未満の棟数	耐震化率 E'=(A'-B')/A'	建築物ごとの耐震診断の公表状況	耐震性がない建築物について保護者や地域住民への説明状況	吊り天井を有する棟数 ※高さが6mを超える天井または、水平投影面積が200㎡を超える天井 (※4)	吊り天井・照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策実施済み棟数 (一部未実施含む) (※5)	耐震化率が100%となる年度	耐震対策が遅れている理由 (回答選択※5)	吊り天井を有していない棟数	照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策実施済み棟数 (※6)	対策未実施の棟数 (一部未実施含む) (※7)	吊り天井の落下防止対策実施率 V=(O+S)/O+S	全学校数	耐震点検状況				耐震対策状況							
		A	B														C	D														A'	B'	C'	D'	W	X	Y	Z=X/W	AA	AB=AA・W	AC	AD
鹿児島県	565	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	—	—	11	0	0	0	100.0%	—	—	0	0	0	—	—	116	116	0	100%	61	61	61	100.0%	45	73.8%	46	47	未定	①	—		
鹿児島市	38	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	8	8	0	100%	3	3	3	100.0%	3	100.0%	3	3	—	—	—		
鹿屋市	3	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	—	—	1	0	0	0	100.0%	—	—	0	0	0	—	—	1	1	0	100%	1	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	—	—	—		
出水市	7	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	2	2	0	100%	1	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	未定	③	—		
指宿市	6	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	2	2	0	100%	1	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	—	—	—		
霧島市	14	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	2	1	1	100%	1	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	未定	①	—		
合計	633	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	—	—	12	0	0	0	100.0%	—	—	0	0	0	—	—	131	130	1	100.0%	68	67	67	98.5%	50	73.5%	51	52	—	—	—		

※1 ① 統廃合等と併せて実施するため ② 財政的な理由（例：事業の平準化のため、他の事業を優先的に進めたためなど）により取組が遅れているため ③ 改築等の工事に着手しているが、工事未完了のため ④ 新たに耐震診断を行った結果、耐震性がないことが判明し、工事未完了のため ⑤ 災害復旧等を優先する必要があるため
※2 平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号の別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に規定された木造建築物の耐震診断の指針に基づく診断（以下「告示に基づく診断」とする）を行った建築物の棟数
※3 屋内運動場等：屋内運動場・武道場・講堂・屋内プールとして使用する大規模空間（高さが6mを超える又は面積が200㎡を超える空間）

※4 「落下防止対策実施済み」とは、吊り天井・照明器具・バスケットゴールの全てに対して、補強・再設置などの対策（吊り天井については、国土交通省が平成26年4月に施行された技術基準を満たす対策、撤去を除く。）を実施した又は耐震点検の結果、すでに対策が実施されていた棟数
※5 ① 財政的な理由（例：事業の平準化のため、他の事業を優先的に進めたためなど）により取組が遅れているため ② 長寿命化改修などの大規模改修や改築等の工事を行う際に実施するため ③ 統廃合と併せて実施するため ④ 統廃合の方針が決定しておらず、耐震対策の方針が固まらない ⑤ 点検等の結果、落下防止対策が必要ことが新たに判明し、工事未完了のため ⑥ 改築等の工事に着手しているが、工事未完了のため ⑦ その他
※6 「照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策実施済」とは、照明器具・バスケットゴールの全てに対して、補強・再設置などの対策を実施済の棟数又は耐震点検の結果、すでに対策が実施されていた棟数
※7 ① 財政的な理由（例：事業の平準化のため、他の事業を優先的に進めたためなど）により取組が遅れているため ② 非構造部材のうち、緊急性・危険度の高い箇所から実施しているため（緊急性・危険度の高い箇所も一部未実施あり） ③ 長寿命化改修などの大規模改修や改築等の工事を行う際に実施するため ④ 統廃合の方針が決定しておらず、対策の方針が固まらないため ⑤ 点検が未実施のため ⑥ 自治体内における技術職の不足や、近隣の事業者（専門家）の不足のため ⑦ その他